

クルマのほけん

代車等諸費用特約(30日型)

代車費用の補償日数短縮特約(15日型)

事故や故障、
トラブルで
走行不能になったら
どうしよう...



明日
車を使いたいの...



帰宅手段は
どうしよう...

代車等諸費用特約(30日型)では、

事故やトラブル時の代車費用はもちろんのこと、宿泊・移動・引取費用まで補償します。

代車等諸費用特約(30日型)は **車両保険を適用していない場合でも、付帯可能です。**
事故の場合はレッカーけん引のあり/なしに関わらず、代車費用を補償します。

詳細は裏面を
ご確認ください。

トラブル当日 (宿泊・移動サポート)

宿泊
費用

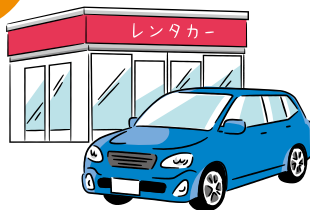


移動
費用



修理中

代車
費用



修理後

引取
費用



トラブル当日 の緊急対応にはすべてのご契約で「ロードアシスタンス」がご利用いただけます。

- 1 レッカーけん引**《クレーン作業も対象!》
修理工場などヘリッカーけん引を行います
(右記応急処置費用と合計で、1事故につき
15万円限度とします。)
- 2 応急処置**
現場で30分程度で完了する応急処置を
行います。
- 3 燃料切れ時の給油サービス**
燃料切れ時に最大10リットルまで
無料でお届けします。

主な事例

- バッテリー上がり時のジャンピング
- キー閉じこみ時の鍵開け
- パンク時のスペアタイヤ交換
- 落輪した場合の引上げ



代車等諸費用特約(30日型)

ご契約の自動車は、ロードアシスタンス特約のお支払いの対象となる事故、故障またはトラブルにより走行不能となり、レッカーけん引された場合※1に、被保険者が負担された次の所定の費用をお支払いする特約です。なお、事故の場合は、代車費用保険金は、走行不能とならないときもお支払いの対象となります。

費用保険金	補償範囲			
	レッカーけん引あり		レッカーけん引なし	
	事故	故障	事故	故障
代車費用	○	○	○	×
宿泊費用	○	○	×	×
移動費用	○	○	×	×
引取費用	○	○	×	×

代車費用※2

1事故につき1日あたりの代車費用の額※3に、代車の利用日数を乗じた額を限度とします。

宿泊費用

1事故1被保険者につき
1万円限度

移動費用

1事故1被保険者につき
2万円限度※4

引取費用

1事故につき
15万円限度※5

※1 法令上の走行不能時に自力でご契約の自動車を移動し、修理工場に入庫した場合を含みます。

※2 修理などでご契約の自動車を使用できない期間など所定のお支払いの対象となる期間のレンタカー費用がお支払いの対象となります。

ただし、損保ジャパン日本興亜の指定するレンタカー事業者のレンタカーを利用した場合に限ります。なお、お支払いの対象となる期間は「レンタカーのご利用開始日からその日を含めて30日」を限度とし、事故発生日などの翌日から起算して1年以内に限ります。

※3 保険証券(または保険契約継続証)記載の保険金額を限度とします。

※4 タクシー・レンタカーを利用した場合は1事故1台につき2万円限度となります。

※5 修理工場などへご契約の自動車を引き取るために要した往路1名分の交通費に限りお支払いの対象となります。

ご注意 この特約により「ロードアシスタンス」の「宿泊移動サポート」のサービスメニューをご利用いただけます。詳しくは「ご契約のしおり(約款)」に記載のロードアシスタンス利用規約をご確認ください。

代車利用日数を15日に短縮する特約もご用意しております。

代車費用の補償日数短縮特約(15日型)

代車等諸費用特約(30日型)の代車費用保険金のお支払い対象となる期間を「レンタカーのご利用開始日からその日を含めて15日」に短縮する特約です。

ご注意 1. 事故発生日などの翌日から起算して1年以内の期間に限ります。

2. 宿泊費用保険金、移動費用保険金、引取費用保険金は、代車等諸費用特約(30日型)に定められた基準に従い、保険金をお支払いします。

保険料例

保険期間: 1年、保険料一括払特約を付帯した場合。団体扱などは保険料が異なります。

代車費用の支払限度日額	代車等諸費用特約(30日型)	代車費用の補償日数短縮特約(15日型)を追加した場合
5,000円/日	5,800円	4,300円
7,000円/日	8,100円	6,000円
10,000円/日	11,550円	8,550円

★このチラシは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

保険金・返れい金などのお支払いに関する留意事項のご説明

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金などのお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。

ただし、この商品は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金などの8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

損害保険契約者保護機構の詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

共同保険に関するご説明

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券(等)の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。



SOMPO ホールディングス
損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
<連絡先> <https://www.sjnk.co.jp/contact/>

お問い合わせ先

ヒューリック保険サービス株式会社

保険営業第三部 OKI 営業室
東京都台東区鳥越1-8-2 ヒューリック鳥越ビル
フリーダイヤル0120-426-118
<http://www.hulichs.co.jp>